

議第181号

呉市野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市野外活動センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市野外活動センター条例の一部を改正する条例

呉市野外活動センター条例（昭和57年呉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
1 キャンプ場使用料			1 キャンプ場使用料		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
おとな	一人1泊	<u>300円</u>	おとな	一人1泊	<u>450円</u>
	につき			につき	
高校生以下	一人1泊	<u>220円</u>	高校生以下	一人1泊	<u>330円</u>
	につき			につき	
備考 略			備考 略		
2 セントラルロッジ使用料			2 セントラルロッジ使用料		
単位	使用料		単位	使用料	
1回につき	<u>2,400円</u>		1回につき	<u>3,600円</u>	
備考 略			備考 略		
3 器具使用料			3 器具使用料		
略			略		

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

呉市野外活動センターの使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。